

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定

小売販売業者甲の業者登録

木材業者の登録

保安林の指定の解除予定(四件)

開発行為に関する工事の完了

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 公 告 林業改良指導員資格試験の合格者

告 示

鳥取県告示第千三百三十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとお

り指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十六年十一月十一日	木山齒科 医院	米子市富士見町二一三一
"	富永産婦人科 医院	米子市日原八〇七

鳥取県告示第千三百三十八号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第二十二条の二第二項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の業者登録をしたので、同規則第二十三条の規定により告示する。

昭和五十六年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	登 録	氏 名	住 所	営業所の 所在地	事業区域
鳥振第二号	英・〇・〇〇	油浅正一	岩美郡岩美町大字浦富三六六一	同 上	岩美町

鳥取県告示第千三百三十九号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号 登録年月日 住 所 氏 名

倉木 第一〇三号 昭和五十六年八月十九日 東伯郡大栄町大字 上種四五〇一 村岡 正輝

倉木 第一〇四号 昭和五十六年八月二十七日 東伯郡赤碓町大字 岡三二二 福本 広義

八木 第八九号 昭和五十六年十月二十三日 八頭郡若桜町大字 若桜九九一―一 中村 弘利

鳥取県告示第千四百十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字渡一木字川ノ上エ二二五の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千四百一十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町菅沢寺床一二二〇の一（次の図に示す部分に限る。）、
字秋原林二〇九三の五四、菅澤寺床一二二〇の六一、一二二〇の六二、
字秋原林二〇九三の五三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地及び河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千四百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十六年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字武庫字ヒキシ一九七〇の二、一九七〇の六、一九七〇の一六(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、一九七〇の七、一九七〇の八、一九七〇の一四、一九七〇の一五、一九七〇の二五

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

林道用地及びダム用地とするため

二 1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字ムクロ谷七二の二(次の図に示す部分に限る。)、大字武庫字下高谷一九七七の四

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地及びダム用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千四百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十六年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字小屋ヨリ門口迄九三四の一五〇、九三四の一八八(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林間歩道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千四百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年七月十七日 鳥取県指令受都計第百九十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市河崎字中通吉郎右衛門分

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原三六

米子市農業協同組合

組合長理事 渡邊信市

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十五号

昭和五十六年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十六年十一月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十六年十一月二十日（金）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 市町村選挙啓発担当者研修会について

公 告

昭和56年10月23日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和56年11月17日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

山根	高德	河野	豊	辻口	清志	大北	誠	高橋	達也
松原	節夫	渡辺	陽	勝又	章	網田	克明	高島	幸司
田村	和典	林原	稔	大賀	雅司	下境	一郎		

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】